

市県民税の申告

期間 2月16日(木)～3月15日(水)



問合せ 税務課市民税係 ☎内線 3011・3012
白沢支所生活係 ☎内線 7832
利根支所生活係 ☎内線 7913

申告書の書き方など分からないことがありましたらお気軽にお問い合わせください。申告期間中は、職員が申告を受けているため、後日折り返しの連絡となることもあります。 **1008621**

申告をしないや各種証明の発行や手当などが受けられなくなる可能性があります。

令和5年度市県民税の申告受け付けが始まります。昨年1月1日から12月31日までの収入が対象で、市県民税や国民健康保険税、介護保険料、児童手当などの基礎資料となります。
必ず3月15日(水)までに申告書を提出してください。

申告が必要な人

今年1月1日現在、本市に住所があり、昨年中の収入状況などが、次のいずれかに該当する人

- ① 営業や農業、不動産、譲渡雑所得(個人年金や報酬)などの収入があった
- ② 給与収入があり、支払先から市へ給与支払報告書が提出されていない
- ③ 昨年中の収入がなく、親族の税法上の被扶養者になっていない
- ④ 所得控除の内容を変更または追加
- ⑤ 上場株式等の所得について、所得税と市県民税で異なる課税方式を選択

※上場株式等の所得の全部を申告不要とする場合、確定申告書第2表の住民税に関する事項欄に付記した人は申告不要

申告が不要な人

- ① 令和4年分所得税確定申告書を税務署へ提出した
- ② 昨年中の収入がなく、親族の税法上の被扶養者になっている
- ③ 昨年中の収入が給与のみ、または給与と公的年金のみで、支払先から市へ給与支払報告書が提出されている
- ④ 昨年中の収入が公的年金のみ

申告書の提出

申告書を自分で作成する人

申告書に次の書類を添付の上、郵送または申告会場や税務課窓口を設置の提出箱へ提出

- 申告者本人のマイナンバーカードの表・裏面の写し、または通知カードの写し
- ※通知カードの場合、運転免許証などの本人確認書類の写しを添付

※医療費や社会保険料、生命保険料・地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類を添付

申告会場で面談をして申告書を提出する人

持ち物

- 申告書(会場にも用意)
- 申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード
- ※通知カードの場合、運転免許証など本人確認書類も持参
- 昨年中の収入が分かるもの
- ① 給与収入があった人は、源泉徴収票、給与明細、事業主の支払証明など
- ② 営業・農業・不動産の収入があった人は、収支明細書や帳簿類、領収書など
- ③ 公的年金受給者は源泉徴収票

● 該当者のみ持参

- ① 配偶者や扶養・事業専従者などの控除を受ける人は、控除対象者のマイナンバーが分かるもの
- ② 医療費や社会保険料、生命保険料・地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類

● お願い

■ 源泉徴収票や控除証明書

は、確定申告書への添付が必要となりましたが、市役所の申告相談では提示が必要となりますので、忘れずにお持ちください

- 申告書は本人が記入して提出してください
- 代理人が提出する場合は、「委任状」の提出が必要です
- 申告の際に、本人確認書類の原本の提示や写しの提出が必要です
- 事前に収入金額や経費などを集計してください
- 医療費控除の申告をする場合、領収書を医療を受けた人、病院ごとに分けて集計しておいてください

次の申告は沼田税務署へ確定申告が必要です

- ① 譲渡所得(土地・株式など)
- ② 初年度の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)
- ③ 令和3年分以前の確定申告(修正申告、更正の請求を含む)
- ④ 消費税の申告
- ⑤ 青色申告
- ⑥ 損失申告